

令和6年度
第11回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年1月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第11回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和7年1月16日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和7年1月24日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年1月24日 13時00分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和7年1月24日 13時35分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 17名 欠 席 2名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	○	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	▲
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	▲			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 11 番	竹 田 和 夫	議席番号 12 番	大 森 直 子
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主任	畑 肇		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」
（礼）
（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号10番阿部正光委員、所用のため、議席番号16番工藤嘉充委員、仕事のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第11回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、11番 竹田和夫 委員、12番 大森直子 委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第11回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第11回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和7年1月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和6年度第11回総会について

3 項目め。令和 7 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表の策定について

以上、3 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、3 項目めの「令和 7 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表の策定について」につきましては、後ほどの農業委員会議にて改めて事務局より説明を行う予定です。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、2 月 12 日午前 10 時に決定となりました。

2 項目め。令和 7 年度八幡平市賃借料情報について

内容について協議を行ったところ、6 ページの上ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で、協議する予定としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

事務局から 1 件の情報提供等がありました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 6 年度第 10 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 7 年 1 月 27 日 運営委員長 会長 三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

ただ今の「第 11 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 8 ページをご覧ください。

令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 1 月 23 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 2 番 までは先月の総会内容、かた括弧 3 番は 11 月の総会内容となります。かた括弧 4 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、かた括弧 5 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 1 月 16 日の木曜日でございます、6 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 9 番委員元木昭彦委員、農業委員の 10 番委員阿部正光委員、推進委員の西根南地区の 5 番委員田村宏委員、推進委員の西根北地区の 4 番委員津志田明夫委員、推進委員の松尾地区の 5 番委員高橋栄悦委員の 5 名でございます。

また、事務局からは畑主任が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和6年12月16日から令和7年1月15日までの間で、あっせんの申出は9件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農地法第3条の概要を説明します。農地法第3条とは、農地を農地のまま 貸借、売買、贈与し、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は5件ございます。

申請番号1：大更第10地割288、畑、673平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が果樹を栽培しており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号2：平舘第29地割126-2、田、675平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付しており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号3：荒木田第7地割2、田、207平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号4：松尾寄木第13地割214-1、田、1,614平方メートルを含む2筆3,424平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利設定後は水

稲を作付する予定です。

申請番号5：帷子第7地割30-9、田、1,848平方メートルを含む13筆26,044平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草の作付け及び保安全管理しており、権利設定後は牧草を作付する予定です。

申請筆別明細は3ページのとおりです。併せて、関係資料の1ページ・2ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の西根北地区津志田明夫 委員にお願いします。

西根北地区農地利用最適化推進委員（津志田委員）

推進委員の津志田明夫です。

申請番号1番ですが、位置は、JR 東大更駅から北西に約2.3kmの地点です。現況は、果樹が作付されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、八幡平市総合運動公園から北に約350mの地点です。現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号3番ですが、位置は、寺田小学校から南西へ約1.3kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、寄木小学校から南西に約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、寺田小学校から約2km以内に点在しています。現況は、牧草の作付及び保全されておりました。

対象の農地は周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号3番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号３番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号３番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号３番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号３番を除く議案第１号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、松村委員。

18委員（松村委員）

18番の松村です。申請番号５ですが、これは贈与でよろしいですか？

事務局（畑主任）

申請番号５は親から子への贈与の申請となります。

18委員（松村委員）

ということは、関係資料２ページの権利内容の部分には、売買と記載がありますが、これは間違いかと？

事務局（畑主任）

こちらは事務局の作成ミスになります。大変失礼しました。関係資料3ページの申請番号5の権利内容は贈与となります。訂正をお願いします。

議長（三浦会長）

ほかに、質疑・討論ありませんか？

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農地法第5条の概要を説明いたします。農地法第5条とは、農地を農地以外に利用する目的で貸借、売買などの権利移動を行う許可制度です。所有者や事業者は、農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要があります。

それでは、議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料3ページにあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号1：大更第19地割6-105、畑、424㎡です。転用の目的は、一般住宅の建築です。申請者は、現在賃貸住宅に住んでおり手狭であることから、住宅地が多く、道路との高低差がない平坦な土地である当該地を選定したものです。申請地の農地区分は、都市計画法上の用途地域区域内であることから、第3種農地であり原則転用許可し得る土地であることが確認されております。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の西根北地区津志田明夫 委員にお願いします。

西根北地区農地利用最適化推進委員（津志田委員）

推進委員の津志田明夫です。

申請番号1番ですが、位置は大更小学校から南へ約950mの地点です。現況は保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り（金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り）と契約期間を定める申請で使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。

議案の８ページをご覧ください。

今月の申請は２件で、新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号１番は 安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号２番は 安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、同じく８ページに記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。議案第３号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第３号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第３号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局

より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農用地利用集積等促進計画について、概要を説明します。

農用地利用集積等促進計画とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき「農地中間管理機構」・「所有者」・「耕作者」が農地を借受・貸付・所有権移転を行う場合、また既に所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けていて、権利の設定を受ける者（耕作者）の変更を行う場合、いわゆる「再配分」農用地利用集積等促進計画の策定を行います。

それでは、計画（案）の説明に入ります。

議案の 10 ページをご覧ください。今月の案件は 137 件です。

申請番号 1～24 は西根南地区における賃貸借権設定の更新でございます。

申請番号 25～26 は西根北地区における賃貸借権設定の更新でございます。

申請番号 27～30 は松尾地区における賃貸借権設定の更新でございます。

申請番号 31～32 は安代地区における賃貸借権設定の更新でございます。

申請番号 33～44 は西根南地区における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号 45～70 は西根北地区における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号 71～84 は松尾地区における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号 85～88 は安代地区における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号 89～98 は西根南地区における新規の賃貸借権の設定でございます。

申請番号 99～104 は西根北地区における新規の賃貸借権の設定でございます。

申請番号 105～118 は西根北地区における新規の使用貸借権の設定でございます。

申請番号 119～124 は松尾地区における新規の使用貸借権の設定でございます。

申請番号 125～126 は安代地区における新規の使用貸借権の設定でございます。

申請番号 127～132 は西根南地区における所有権移転でございます。

申請番号 133～135 は西根北地区における所有権移転でございます。

申請番号 136 は西根北地区における農業公社から耕作者への 3 年間の賃貸借権の設定、一時貸付でございます。

申請番号 137 は西根北地区における使用貸借権の移転、いわゆる再配分となります。

申請筆別明細は 32 ページ以降のとおりです。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号 24 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 2 番 國司功 委員の退席を求めます。

(2番 國司功 委員 退席確認)

議長 (三浦会長)

これより、申請番号24番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (三浦会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号24番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (三浦会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (三浦会長)

よって、申請番号24番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号2番 國司功 委員の着席を求めます。

(2番 國司功 委員 着席確認)

議長 (三浦会長)

次に、申請番号37番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号18番 松村勝彦 委員の退席を求めます。

(18番 松村勝彦 委員 退席確認)

議長 (三浦会長)

これより、申請番号37番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (三浦会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号37番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号37番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号18番 松村勝彦 委員の着席を求めます。

(18 番 松村勝彦 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

次に、申請番号100番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(14番 中村一彦 委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号100番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号100番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号100番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(14 番 中村一彦 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 24 番、37 番、及び 100 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時35分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 6 年度第 11 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年2月26日

会 長 _____

11 番委員 _____

12 番委員 _____

令和 6 年度

第 11 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 7 年 1 月 24 日（金）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

（1） 第 11 回運営委員会報告

（2） 農地法等に関する業務報告

4 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

5 閉 会